

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和4年度第1回相模原市大規模小売店舗立地審議会		
事務局 (担当課)		産業・雇用対策課 電話042-769-9255 (直通)		
開催日時		令和4年12月13日(火) 15時00分～16時20分		
開催場所		相模原市立産業会館4階 特別会議室(国際商談室)		
出席者	委員	5人(別紙のとおり)		
	その他	6人(設置者、届出作成者、小売業者)		
	事務局	5人(産業・雇用対策課長、総括副主幹 ほか3人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 開会 2 会長及び副会長の選任 3 議事 (1)「クリエイトSD相模原東大沼店」の新設届出について (2)「ヒマラヤ相模原古淵店」の変更届出について 4 閉会		

議 事 の 要 旨

1 開会

2 会長及び副会長の選任

会長及び副会長の選出について事務局より説明を行い、相模原市大規模小売店舗立地審議会規則第3条の規則に従い、委員の互選により次のとおり決定した。

会 長 坪田 幸政 委員
副会長 鈴木 美緒 委員

3 審議案件

(1)「クリエイトSD相模原東大沼店」の新設届出について
事務局より当該店舗の説明を行った。

《主な質疑・意見（○委員、●事務局、◆設置者・届出作成者の発言）》

○鈴木副会長

駐輪場について、設置台数は基準を満たしているとのことだが、最近の自転車は子どもを乗せる等の理由から大きいタイプも多いが、幅は問題ないか。

●事務局

現計画の駐輪幅は、0.6mとなっており相模原市開発事業基準条例の基準を満たす内容となっている。補足があれば、設置者側よりお願いしたい。

◆設置者・届出作成者

他の自治体などでは、幅0.5mが多いが、相模原市では0.6mと条例で定められており、本計画についても0.6mで予定をしている。また当該店舗については、平置きである程度横幅に余裕をもって設計しているので、大型の自転車も問題ないと考えている。

○鈴木副会長

幅0.6mであれば止められるかと思う。自転車が枠に収まらないと、届出台数分駐輪できない可能性があると思い、確認した。内容について承知した。

○三條委員

敷地の境界はどのようにする予定か。フェンス等は設置予定か。

◆設置者・届出作成者

基本ブロック積みで敷地を境界する。南側は植栽でフェンス等はなく、西側はブロック積み3段程度でフェンス等は考えていないが、隣の敷地も同じ施主であり、施主側にてフェンス等の設置を検討している。北もブロック積み、東は道路に面していることから縁石等で処理する予定。

○三條委員

緑地については、どのような植栽をする予定か。

◆設置者・届出作成者

低木をメインにする予定。

○三條委員

駐車場にてお客様の車がアイドリングや空ぶかしをした場合の遮音は特に考えてないということか。

◆設置者・届出作成者

遮音目的の設備というものではない。

○三條委員

夜間の防犯灯はどうするか。

◆設置者・届出作成者

照明灯は消灯する予定。周辺の方への配慮という意味で消灯する。

○三條委員

駐車場についても消灯したままということか。

◆設置者・届出作成者

その予定となっている。

○三條委員

承知した。

○金委員

届出書の添付書類13ページの廃棄物処理等の関係でお伺いしたい。週末や休日など多くの来客が見込まれる日についても同じ頻度の運搬を予定しているのか。

◆設置者・届出作成者

飲食店等ではないため、ごみは一定量と考えていることから、頻度は一定の予定としている。

○金委員

処理方法について、生ごみの保管方法はどのように行う予定か。

●事務局

生ごみ等の保管施設に冷房設備を設置するなど臭気の発生及び拡散防止に努めることとなっている。

○金委員

承知した。

○坪田会長

すでに営業をしている店舗とのことだが、現店舗においてピーク時はどのくらいの来台数か。

◆設置者・届出作成者

一番多いときで30台程度である。

○坪田会長

来台数は3倍と予測をしているということか。

◆設置者・届出作成者

あくまで指針上での計算ではピーク1時間あたりの来台数が107台となっているが、必要台数として算出した70台分確保することで充足するものと考えている。

○長谷川委員

1時間あたりの来台数が107台、指針上の必要台数は70台とのことだが、この差における基本的な考え方について確認したい。

●事務局

大規模小売店舗立地法の指針において、必要駐車台数を算出する計算式として、ピーク1時間当たりの自動車来台数×平均駐車時間係数と記載がされている。この平均駐車時間係数は当該店舗の用途地域や、駅からの距離等で数値が変わるが、今回はこの数値が0.675となったため、ピーク1時間当たりの来台数として算出された107台を下回る結果となった。

○長谷川委員

承知した。

○三條委員

喫煙所は設ける予定か。

◆設置者・届出作成者

設ける計画はない。

○三條委員

来店された方が、建物外、駐車スペースなどで喫煙される可能性についてはどう考えるか。

◆設置者・届出作成者

現状のお店において、駐車場などの屋外でたばこを吸われてる方はいない。

○三條委員

承知した。

○三條委員

隣接する墓地からの線香の香りなどは問題になっていないか。

◆設置者・届出作成者

現状において、特に問題になっていない。

○三條委員

以前事務局にお伝えした一時避難所の件については確認はされたか。

●事務局

現店舗については、一時避難場所ではないことを確認した。

○三條委員

一時避難所としての必要性について確認したい。震災時に避難所として、必要という意見もあるかもしれない。他の自治体などでは、ホームセンターが一時避難所として使用されている。

●事務局

担当課に確認をしたところ、相模原市においては市として決定するというより、地域の自治会ごとで一時避難所を決定しているとの回答であった。

○三條委員

市が主体的に先導し一時避難所を決めていく必要性について、今後の検討課題としてもよいかと考える。

《結果》

審議会の答申として、

「本案件に対し、法第8条第4項の本市意見を有しないものと判断します。

ただし、以下については附帯事項とします。

・駐車場の出入口等に警備員を配置するなどして、周辺の交通環境や安全に配慮してください。また、店舗に面している道路に渋滞が発生しないよう対策を講じてください。

・開店後、周辺の交通環境や安全面、騒音の発生等によって生活環境に問題が生じた場合は関係機関・地元自治会等と協議の上、必要な対策を講じてください。」とする。

(2)「ヒマラヤ相模原古淵店」の変更届出について

事務局より当該店舗の説明を行った。

《主な質疑・意見（○委員、●事務局、◆届出作成者・小売業者の発言）》

○長谷川委員

変更前は市道大沼285号の古淵鵜野森公園前方面からの入店経路だが、今回の変更に伴い、国道16号からの入店経路に変更となっている。この変更の理由につ

いて確認したい。

●事務局

変更届を提出するにあたり、設置者が交通管理者と協議を行ったところ、左折入庫左折出庫を徹底するようにとの指導があり、入店経路を変更した。変更後の入店経路については、市営プール入口交差点を左折したあと、すぐ左折し入店することとなるが、その点について、交通管理者からは問題ない旨回答を得ている。

○長谷川委員

承知した。

○鈴木副委員

同じ点が気になっている。今回入店経路が変更になることで、市営プール入口交差点の大型車混入率が上がってくるかと思うが、交差点需要率には大型車分も含め計算しているという理解でよいか。

◆届出作成者・小売業者

基本的に来客時、大型車が入っていくことはない。小型車のみ入庫する予定。

○鈴木委員

荷さばき車両はいかがか。搬入は大型車でやっているか。

◆届出作成者・小売業者

荷さばき車両については、基本的に大型車でやっている。これまでと台数的なところは変わらないため、大型車については大きな変更はないと考えている。

○鈴木委員

承知した。

○三條委員

今回の増床で重量物の搬入などは予定しているか。床面に係る重量負荷が大きくなることはないか。建物がピロティのため、確認する。

◆届出作成者・小売業者

基本的には重量物はない。

○三條委員

売り場の非常口の件で伺う。現在2つある非常口について、増床後はひとつの非常口がお客様から見えなくなるかと思う。こちらについても引き続き非常口として使用する旨事務局を通じて回答を得ているが、店内でわかるように表示したり、従業員を教育したり等の予定があるのか。

◆届出作成者・小売業者

非常時には、案内できるよう対応する。

○金委員

廃棄物の保管施設計画においては、生ごみに関する記載があるものの、実際の処理方法には生ごみに関する記載がない。生ごみは扱っていないということか。

◆届出作成者・小売業者

計算上は含んでいるが、店舗の形態として、生ごみは出ない。可能性として従業員の出張の食べ残しが挙げられるが、他の店舗においても持ち帰ってもらっている。

○金委員

承知した。

《結果》

審議会の答申として、

「本案件に対し、法第8条第4項の本市意見を有しないものと判断します。

ただし、以下については附帯事項とします。

・駐車場の出入口等に警備員を配置するなどして、周辺の交通環境や安全に配慮してください。また、店舗に面している道路に渋滞が発生しないよう対策を講じてください。

・開店後、周辺の交通環境や安全面、騒音の発生等によって生活環境に問題が生じた場合は関係機関・地元自治会等と協議の上、必要な対策を講じてください。」とする。

4 閉会

以 上

大規模小売店舗立地審議会委員 名簿

	氏 名	所 属 等	備考	出欠席
1	宇田川 隼	弁護士		欠席
2	金 今善	國學院大學 准教授		出席
3	三條 和博	青山学院大学 教授		出席
4	鈴木 美緒	東海大学 准教授	副会長	出席
5	坪田 幸政	桜美林大学 教授	会長	出席
6	長谷川 伸	相模原商工会議所 専務理事		出席
7	森下 達哉	東海大学 教授		欠席

(敬称略、50音順)